

基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

第3次牧之原市総合計画*では、牧之原市が次世代に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくるとともに、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保していくため、まちづくりの理念(将来都市像)として「RIDE ON MAKINOHARA 夢に乗るまち 牧之原」「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」を掲げており、自然資源を中心とした地域の魅力を活かして、住民や来訪者が、心豊かで、健康的で、活動的な暮らしが実現できるまちを目指しています。本計画においても、この将来都市像の実現に向けて、地域福祉を推進します。

また、国では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会*の実現を引き続き目指していることから、本計画では、第3次牧之原市地域福祉計画の基本理念「市民一人ひとりと 地域が創る 幸せあふれるまち」を継承し、市民、地域、関係機関・団体、行政、市社会福祉協議会等が協働*して、地域共生社会*の実現を目指します。

市民一人ひとりと 地域が創る 幸せあふれるまち



2 計画の基本目標

基本理念として掲げる「市民一人ひとりと 地域が創る 幸せあふれるまち」を達成するため、次の三つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 支え合う「人」を育てる

地域福祉に関して、多くの市民が関心をもち、地域活動に参加することができるま ちを目指します。

また、福祉活動を活発化させるため、地域活動のきっかけづくりや、活動を促進する取組を行い、様々な活動を通じて地域福祉の担い手の育成を進め、支え合う「人」 を育てていきます。

基本目標2 支え合う「地域」をつくる

市民の自発性により、それぞれの住民の意欲・能力を活かしながら、地域で支え合うことができる仕組みづくりを促進します。

また、地域活動の推進や住民自ら防災・防犯活動を行うことで、助け合い、支え合うことのできる「地域」をつくっていきます。

基本目標3 幸せあふれる「仕組み」をつくる

市民が地域で安心して、幸せあふれる生活を送ることができるよう、高齢者、障がいのある人、子どもその他の福祉に共通する取組を促進し、複合的な課題へ横断的に対応できる、幸せあふれる「仕組み」をつくっていきます。

3 〉重点的な取組

「基本目標」の実現に向けて、施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある次の四つを、重点的な取組として掲げます。

重点取組1 地域や学校における福祉教育の推進

地域や学校において、幼少期からあらゆる世代における福祉教育*の推進や学校などでは体験できない学習の場や体験の場を充実し、地域福祉に対する意識の醸成、向上を図ります。

重点取組2 地域活動への参加の促進

市民に対し、地域活動メニューの提供や情報発信、活動しやすい場の整備を促進し、市民の地域活動やボランティア活動への参加促進につなげていきます。

また、地域で活躍する様々な機関や団体に対して、地域活動支援を行い、地域福祉 活動の活性化を図ります。

重点取組3 防災・防犯活動の推進・充実

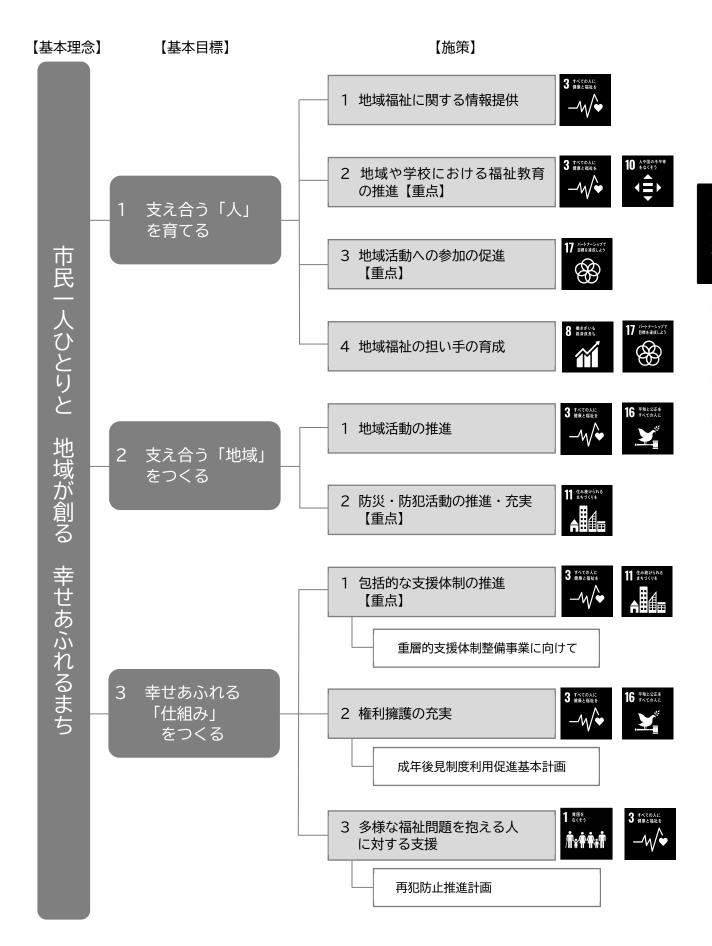
地震や台風等の自然災害の発生時でも誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりや、 地域の防犯体制の強化を図るとともに、日常的な見守りなどの取組や地域で支える仕 組みづくり、ネットワークづくりを推進していきます。

重点取組4 包括的な支援体制の推進

地域の問題や課題に対して、包括的に受け止め、適切な支援関係機関に速やかにつなげることができる相談支援体制を整備していきます。

また、地域の様々な機関・団体と連携を図り、地域の困りごとを地域で解決することのできる支援体制を推進していきます。

計画の体系



5 計画を推進していくためのそれぞれの役割

地域における様々な生活課題に対して、その地域に住む市民が地域に根ざしたきめ 細やかな支え合い活動やふれあいの場づくりを進めていくため、市民をはじめ、民生 委員・児童委員*などの地域の方、また、サービス提供事業者やNPO*法人、ボランティア活動団体などの地域福祉関係機関や団体が担い手となり、行政や市社会福祉協議 会と協力・連携しながら、計画を効率的かつ効果的に推進していきます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域活動に関心を持ち、地域における複雑化・多様化した生活課題に対して、地域の市民が協力し、力を合わせて地域活動を自主的に行い、地域での支え合い活動、見守り活動*などを進めていく必要があります。

(2)地域の役割

地域住民や民生委員・児童委員*などの地域の方と市社会福祉協議会、行政などと協働*しながら、ともに地域活動を行っていく意識を持ち、地域の生活課題を「我が事」として考え、生活課題を解決し、支え合うことができる地域力を高めていく必要があります。

(3) 関係機関・団体等の役割

地域のサービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO*法人、企業等の様々な関係機関・団体等が積極的に地域活動に参加し、地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動等を展開することが必要です。

(4) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法*により「地域福祉の推進を図る団体」として位置 づけられ、地域福祉推進の中核的な役割を担うこととなります。

地域福祉に関する専門的な知識と経験を活かし、住民とともに生活課題の解決に取り組んでいきます。

(5) 行政の役割

複雑化・多様化する生活課題について、住民や地域と協働*して解決を図ることは行政の役割であることから、地域福祉活動に対し、積極的に支援していきます。

また、地域住民が抱える地域の生活課題の解決に資する包括的な支援が提供される 体制やネットワーク、仕組みを整備していきます。